

委員外議員の発言の状況について(会議規則第116条2項による発言) (平成26年7月17日調査)

認めていない:11市 原則ない:6市

認めている:2市(大和市、座間市)

		委員外議員の発言を認めているか	許可する場合の条件など
1	横浜市	認めていない	委員以外に委員会に所属しない議員が傍聴すること自体がない
2	川崎市	原則ない	あったとしても数年に1回程度
3	横須賀市	認めていない	議員提出議案の提案者として呼ぶ場合など特別な場合はある(会議規則第116条1項による)
4	平塚市	原則ない	委員外議員質疑通告書で通告された場合で議案の内容に限る。委員を出せない会派等が使うもので、あっても年に数回
5	鎌倉市	原則ない	定例会中1、2回程度。どうしてもという場合に簡潔に行っている
6	藤沢市	原則ない	最近では事例がない
7	小田原市	原則ない	年度に1、2回程度
8	茅ヶ崎市	認めていない	
9	逗子市	認めていない	議案の提案者である場合などは発言させる
10	相模原市	認めていない	発言を求められたこと自体ない
11	三浦市	原則ない	数年に1回という程度
12	秦野市	認めていない	発言を求められたこと自体ない
13	厚木市	認めていない	特別委員会で委員長が認める場合があるが稀なケースである
14	大和市	認めている	
15	伊勢原市	認めていない	事例がない
16	海老名市	認めていない	許可を求めること自体ない
17	座間市	認めている	
18	南足柄市	認めていない	
19	綾瀬市	認めていない	許可を求めること自体ない